

## 第28回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後3時

司会（児林補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第28回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、本年度から本審議会の事務局を仰せつかっております環境農林水産部みどり・都市環境室の児林でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の草川からごあいさつ申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。第28回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政を初め府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして深く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

本日の審議会では、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化につきまして、この2月の審議会で委員の皆様方からいただきましたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、専門部会でさらなる検討を経て取りまとめていただきました最終報告につきましてご審議をいただくことになっております。本年2月には京都議定書が発効し、温暖化対策の取り組みが世界的規模で進み出してありまして、本府といたしましても、早期に実効性のある温暖化・ヒートアイランド対策を講じるための制度化に取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様方の幅広いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、大阪府域沿岸部に位置する唯一の自然干潟でございます泉南の男里川河口鳥獣保護区の指定につきましてご審議をいただきますとともに、専門部会

で決議いただきました平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画についてご報告をいただくことになっております。

どうか本日の審議会が実り多いものとなりますよう、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会（児林補佐） 本日の出席委員でございますが、委員定数41名のうち、現在30名の方のご出席をいただいております。大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（ 配 付 資 料 確 認 ）

なお、本審議会は情報公開の対象となっておりますので、委員のご氏名等につきましてはホームページ等に記載されることとなります。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それから、本日の議題の1つ目の「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について」でございますが、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化検討部会の部会長を務めていただいております水野委員から、先ほど少しおくれるというご連絡がございました。本日の議事進行では、1つ目の「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について」と2つ目の「男里川河口鳥獣保護区の指定について」は審議事項でございまして、3つ目が報告事項でございますが、水野委員が少しおくれられるということでございますので、1つ目の議題については後ほどご審議いただくことといたしまして、できましたら2つ目の議題からお始めいただけたらありがたいと思います。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

南会長、よろしくお願いいたします。

南会長 連休明け早々の何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました南でございます。

早速議事に入らせていただきますが、ただいま司会の方からご紹介がありま

したように、水野部会長から、交通渋滞に巻き込まれて少しおくれるというご連絡が入ったということでございます。大変恐縮でございますが、本日は、審議事項が2件、報告事項が1件、最初に地球温暖化・ヒートアイランド対策の問題から入ろうと予定しておりましたが、ただいまのような状況がございましたので、順序を変えさせていただきまして、審議事項の2「男里川河口鳥獣保護区の指定について」から入って、水野部会長が到着をされたのを見て、ある段階で1番に戻りたい、そのように考えております。その点でお許しをいただきたいと存じます。

第2の議題「男里川河口鳥獣保護区の指定について」から入りますが、今回、部会としての最終の報告をまとめていただいておりますので、これは朝日部会長からよろしく申し上げます。

朝日部会長　野生生物部会の部会長を仰せつかっております朝日でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料2-1「男里川河口鳥獣保護区の指定について（概要）」、2-2「男里川河口鳥獣保護区の指定について」、2-3として知事から受けました諮問文の写しが届いているかと思えます。資料2-2が部会の審査報告でございますが、主に2-1の方でご説明いたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、諮問文にございますように本年3月16日付で知事から諮問をいただいたものでございますが、その審議を野生生物部会に付託されております。法的な根拠といたしましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法に基づきまして指定するものでございます。

実は、この件につきましては、平成14年3月に策定して既に実施しております第9次鳥獣保護事業計画というものがございます。これは鳥獣保護法に基づいてつくられているもので、第9次という言葉でおわかりのように、5年に一回改定しているわけですが、既に半世紀近く前から大阪府の鳥獣保護事業というのは毎次の計画によって進められているものでございまして、現在の男里川につきましても、平成14年度からの第9次の計画を策定するに当たり、平成13年度1年かけまして当時の自然環境保全審議会鳥獣部会においていろいろと議

論し、はっきり申しましたらもう済んだものと思っていたわけでございます。ところが、実際にはまだ諮問がおりていなくて、ちょっとどたばたしたところがございます。

鳥獣保護区というのは、ご存じない方がいらっしゃるかもしれません。これは、今申しました鳥獣保護法に基づくものでございまして、大正時代に大改正されました狩猟法によりますと、昔言っていた禁猟区でございます。これが戦後、鳥獣保護区という名前に変わっております。知事が鳥獣の種類や生息状況を勘案して狩猟の禁止をする地域になってまいります。大阪府におきましては、これまでに15カ所、1万596haの指定をしております。そのうち1カ所、箕面の勝尾寺でございますが、これは特別保護地区という特に厳しい指定をしております。昔の禁猟区という名前でおわかりのように、この区域では、銃猟はもちろんのこと、わな猟も禁止されます。銃猟だけの禁止は、主に都市部でございますが、銃猟禁止区域が指定されておきまして、これはまた別になります。

男里川は、泉南市と阪南市の境を流れる川でございまして、金熊寺川、菟砥川、山中川の三川が府道堺阪南線付近で合流いたしますが、そこから河口までを男里川と呼んでおります。約2.5kmの流域としては小さな川でございますが、その河口部は非常に貴重な自然が残されている、というよりも河口干潟としては瀬戸内海唯一ではないかと言われるぐらいの地域でございます。環境省が発表しております日本の重要湿地にも選定されております。

ここには、鳥獣といたしましては、現在、夏の渡りの時期にはシギ・チドリ類が随分来て夏を過ごし、繁殖もしております。冬は、これは繁殖しておりませんが、いろいろなカモ類が飛んでまいりまして、夏、冬通じて渡り鳥の集団渡来地として重要な場所になっております。干潟になっておりますために、こういう鳥たちのえさが非常に豊富であることが影響しているのではないかと思います。

ここは、保護区に設定しようという話は何十年も前から出ておきまして、野鳥の会の皆さん方からもいつも指摘を受けていたわけでございますが、いろいろな関係がございまして、なかなか指定ができなかったところでございます。

とりあえず河口から堺阪南線の男里橋までの間、約25haを鳥獣保護区に指定し、指定期間は10年間であります。その他、細かいところにつきましては配付の資料をごらんいただきたいと思いますが、この3月23日に野生生物部会を開催させていただきまして、本件を審議し、資料2-2にあります「男里川河口鳥獣保護区 保護に関する指針(案)」のとおり、鳥獣保護区の指定を行って、適正な管理に努めることが適当であるという結論を出したわけでございます。

なお、審議の過程で委員からいろいろな意見なりご指示をいただきました。幾つかご紹介させていただきます。

まず第1番目に、範囲をもっと広げるべきではないかというご指摘がございました。ただ、これを横へ、いわゆる堤内地の方を広げることは、土地所有関係がございまして、いろいろな人間との接触もございまして、なかなか難しい。奥へ広げるとなりますと、結局三川合流部あたりまでということになって、ほんのわずかしかが広げようがないということで、確かに狭いのですが、今後のことも考えまして、府道から河口までの25haをとりあえず指定いたします。

2番目に、せっかく指定をしたのなら、例えば子供たちに対する動物愛護教育とか自然保護教育に役立てるようにしたらどうかというご意見もございました。これに対しましては、せっかく指定したのだったら、子供たちがそんなところに入ってキャーキャー騒がない方がいいんじゃないかという逆のご意見もございまして、まだ結論は出ておりませんが、今後の管理の中で両方をにらみ合わせたものにしていかなければならないかと思っております。

3番目といたしましては、狩猟禁止にただけでは意味がないじゃないか、そこへ鳥が集まってくるということは、先ほども申しましたようにえさがあって、そしてゆっくり過ごすことができるんじゃないか、そのために河口の干潟をどのように保護していくかが一番大事な問題じゃないかと。これはそのとおりでございまして、単に鳥獣保護という面だけではなくて、今日叫ばれております生物多様性の保護、あるいは生態系の保護という問題と結びつけて鳥獣保護をやっていかなければならないと思います。

それから、そのためには、これからも観察、調査をいたしまして、そのデータを蓄積していくことが必要でございます。原案では、データの集積、蓄積に努めるということで切っていたわけでございますが、委員から鋭い指摘がございまして、せっかく収集したデータを管理に生かすべきであるという強い言葉に変えるということになり、資料2-2に添付しております指針はそのように修正しております。

以上が野生生物部会の審議概要及び結果の報告でございます。本審議会におきましてよろしくご審議のほど、お願いいたします。

南会長 朝日部会長、どうもありがとうございました。本案件につきまして、時間が非常に短い中で、部会の方で最終報告をまとめていただきました。朝日部会長初め委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

本件につきまして、できればこの審議会で答申したいと考えておりますので、委員の皆様方にはいろいろ忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

それでは、ただいま朝日部会長から報告されました男里川河口鳥獣保護区の指定の問題について、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくお願い致します。部会でいろいろご意見を交わしていただいて、相当議論の末まとめていただいたという状況を理解できましたが、そのほかに委員の皆様方から何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

又野委員 男里川河口が鳥獣保護区に指定されることは非常に喜ばしいことだと思いますが、きのう私、男里川に行ってまいりました。今、ちょうど渡りのシギやチドリが羽を休めていまして、自然の干潟が残されているということで、風景としても非常に心安らぐところなんですけれども、残念なことに潮干狩りの方が非常に多いんですね。鳥が休めるところはすべて潮干狩りの方が占有されているという状況で、鳥たちにとってはちょっとかわいそうかなという気がいたしました。それで、鳥獣保護区の指定ということには係らないんですけれども、将来的には、人が潮干狩りをするとところと鳥が休めるところとの区分も運用として考えていく必要があるのではないかと思います。

南会長 又野委員が昨日観察してこられた状況では潮干狩りが極めて多いと

いう、それは先ほどのご報告の中でも少し触れられたような気がいたしますが、ちょっと補足説明をお願いいたします。

朝日部会長 補足説明ではございませんが、去年指定いたしました淀川につきましても、特にシジミとりの方が非常にたくさん川の中に入ってこられてきて、中にはプロじゃないかという方もいらっしゃいます。先ほどもちょっと触れましたように、市民の方々、府民の方々に自然に親しんでいただく、そして鳥たちを驚かさないようにするという事は非常に難しゅうございます。これは鳥獣保護区だけではなくて、例えば自然公園地域でも、勝手に踏み荒らされたために、尾瀬などの場合のように裸になってしまったということもございます。復元するのに非常に時間がかかる、お金がかかるということでもあります。

ただ、男里川だけに関して申しますと、やはり地元の方々中心にその辺を調整していただくような何か動きがあったらいいのではないかと思います。と申しますのは、これは河口干潟ではなくて前浜干潟でございますが、もう一カ所、近くに甲子園浜の干潟がございます。ここも、今、シギ・チドリが来ているわけですけれども、潮干狩りの方が非常にたくさん入っておられます。そして、ここは、地元の方が中心になりまして、市及び県に働きかけてロープを張っておられます。ただ、立入禁止というのではなくて、ご遠慮くださいという意味でのロープでございますので、入られているからといって追い出すわけにはいかないんですけれども、私も連休中に甲子園浜を見に行きましたら、かなりの効果があるように思いました。そこで、野鳥の会中心にして呼びかけをしていただきまして、別にかっちりした何とか法人でということでもなくてもいいわけですが、繁殖期だけでもロープを張るなり何なりということではできないかと思っております。

南会長 ありがとうございます。整合をとるのがなかなか難しい問題の提起というように思います。その問題は、答申そのものに対しての影響ということとはちょっと難しいような気がいたしますので、今後とも引き続きいろいろお考えいただくということによろしゅうございますでしょうか。

ほかに、特にご意見はございませんでしょうか。 それでは、特に意見が

ないようでございますので、この部会でおまとめいただいたものを本日答申としたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。特にご異論がないようでございますので、部会でまとめていただきましてどうもありがとうございました、これを答申とさせていただきます。

それでは、最初にお断り申し上げましたように、水野部会長が到着されたので、審議の順序を1番に戻させていただきます。地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化についてでございます。

これは、昨年5月12日、第24回の環境審議会で大阪府より諮問を受けまして、専門的かつ幅広い見地からの検討が必要だということで、専門委員も加えた検討部会を設置して、これまで精力的にご審議をいただいております。水野部会長からご説明をお願いいたします。

水野部会長 部会長を仰せつかっております水野でございます。

まず最初に、遅刻いたしまして、まことに申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。

資料1-1から1-5がその関連の資料でございます。概略をご説明いたしますと、1-1は、制度化の枠組みの概要という形で、重点項目をまとめた資料になっております。1-2は部会報告案の本文でございます。1-3は府民意見等の募集結果の概要、1-4は府民の意見の詳細を書いております。それから、1-5として諮問文がついております。

前回、2月16日の環境審議会で中間報告をご審議いただきまして、基本的にはおおむね方向に対してご了解いただいたということでございますが、幾つかの留意点を指摘されております。そのときに、あわせまして府民の意見をヒアリングするという形もお認めいただきましたので、ヒアリングを行いました。その概要が1-3でございますので、とりあえず1-3からご説明させていただきます。

府民意見等の募集結果の概要でございますが、中間報告案を環境審議会でご審議いただいたのが2月16日でございますので、その後、2月23日から1カ



月、3月23日まで意見の募集を行いました。その結果、意見の数としては66件、内訳は、個人が15名、36件、団体が8団体、30件と多くの件数がありまして、この問題への関心の高さがうかがえるところかと思えます。

主な意見としては、報告書の「制度化の基本方向」といった項目ごとに分類しておりますが、国の政策との整合性を踏まえた制度化を図るべきとか、後でご説明します3本の重点項目以外に、府民もこの問題に広く取り組むことが大事であるとか、そういうご指摘もいただいております。これも当然部会で議論しております、今回は重点項目3点に絞って制度化を考えておりますが、府民、大阪府、事業者といった3者が協力してこの問題に当たる必要があるという形にもしておりますので、そういう点は基本的には部会の報告と一致しておりますが、次の資料を見ていただくとわかりますように、非常に大事なところはパブリックコメント、前回の審議会での意見を組み入れて文章を修正しております。

詳細は、1 - 4を見ていただきますと、意見が1から66まで書いてございますが、左側が個々の意見要旨でございまして、右側が部会のこの意見に対する考え方でございます。1ページ目の3番、4番、5番など、特に加筆したりしたところはアンダーラインを引いております。それから、ずっと見ていただくとおわかりになるかと思いますが、幾つかパブリックコメントを受けまして報告書の内容を充実化させております。そういうことではございますが、基本的には、部会の検討結果と照らし合わせてそんなに大きな問題点はないという評価を部会ではしております。

1 - 3に戻っていただきまして、制度の内容についても、ここに書いてあるような意見が出されております。建築物の環境配慮の促進というところでは、例えば、大阪市は既に延べ床面積 5,000㎡を超える建物等に対して同様の環境配慮制度を実施しているため、その制度との整合を図るべきというご意見もございましたが、これは前回、この場でご指摘いただいたことではございます。そういうことを含めまして、後ほどご説明いたしますような対応をとっております。建築物の敷地等における緑化の促進についても、緑の質を評価すべきとか、維持管理とか、前回、この審議会で委員の皆様方からもご意見をいただい

たことだと思っております。

こういう意見を踏まえまして、先日、部会を開いて最終報告に向けた修正を行ったということでございます。

それでは、前回、大体の枠組みはご説明申し上げましたが、確認の意味も含めまして、資料1-1に基づき、どういう枠組みで対処すべきかということのを再度簡単にご説明させていただきます。

具体的には1-2の本文が正式なものでございますが、その報告書の内容として、まず「制度化検討の背景」という形で3つの事柄を書いております。これは前回の審議会での報告と同じでございます。

そして次に、具体的に、地球温暖化・ヒートアイランド対策というのは大変重要な課題であると位置づけ、どのあたりを重点的に制度化するのかということで、3つの柱を立てております。これもよくご存じだと思いますが、大阪府におきましては、既に大阪府地球温暖化対策地域推進計画と大阪府ヒートアイランド対策推進計画がつくられております。そこで、この2つは社会のあり方を変えるような非常に広範的なものであり、公害のように排出者だけが対応するのではなくて、府民全員の課題であるという形で、3つの柱を導出してくる過程で非常に効果が大きいもの、それから現在具体的な政策がとられていないもの、もう一つは余り過重な負担を府民の皆様方におかけしないということも頭の中に少し置きまして、重点課題としてここにある3つの柱を立てております。

その1つは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量及び排熱を削減するという形で書いております。大阪府の二酸化炭素排出量のうち約69%が事業活動により排出されているという現状もございまして、これを中心に対応をとるべきであるというのが一つの柱でございます。これは、地球温暖化とヒートアイランド対策の両方に寄与する部門であると考えております。

2つ目は、建築物の環境配慮を促進する。地球の温暖化やヒートアイランドだけではなくて、建築物に関しては少し広い枠組みで環境配慮を促進する、その中でヒートアイランド・温暖化をしっかりと位置づけてやっていこうということでございます。大阪府全体で、熱負荷が空気に伝わりまして、それで高温

化が起こるとというのがヒートアイランドでございます。その45%ぐらいが建築物及びその敷地内への太陽熱の蓄熱である。前回の環境審議会への報告では、排熱も含めまして55%と書いていましたが、今回は内部の資料との整合性を見まして、太陽熱の蓄熱というところだけを取り上げさせていただいております。それが45%であるということで、前回との数値はそこが少し変わっておりますが、いずれにしても建築物を環境配慮型に変えることが大変重要な課題であると位置づけております。この対策は、当然ながら地球の温暖化とヒートアイランドの両方に関与してくると考えております。

3つ目の柱は、緑化の促進でございます。これは、よくご存じのように、緑を植えますと、蒸発散が起こって、いわゆる潜熱といいますか、空気の温度を高める熱が水蒸気の熱に変わってくれる、したがって緑化を推進すると気温の上昇を妨げることができる、これは緑の環境緩和作用の一つでございますが、この緑化が非常に大事である、その中で特に現在対応がとられていない建築物の敷地等における緑化について府民のご協力を仰ごうではないかということになっております。もちろん、緑化というのは、先ほど蒸発散だけを申し上げましたが、緑で地面を覆うことによりまして蓄熱を防止するという効果もございます。しかし、3番目の施策は、地球の温暖化にはそれほど大きな影響はございませんで、特にこれはヒートアイランド対策の項目であるのご理解いただければいいかと思っております。

いずれにいたしましても、このような重点項目3点を設定いたしまして、それに対してどんなご協力を仰ごうかということが、次の「制度の内容」に書いてあります。

まず、事業活動のエネルギー対策といたしまして、一定規模以上のエネルギー事業者を対象に、手続として、温室効果ガス等の対策計画書を出していただく、それから温室効果ガス等の削減実績を毎年府に提出する、そういうことをお願いしようではないかという提案になっております。

次の建築物の環境配慮でございますが、前回は、延べ床面積 2,000から 5,000㎡と幅のある数値を出しておりました。しかし、前回の審議会あるいはパブリックコメントの中で、大阪市等と整合性をとるべしというご指摘もございま

したので、ここでは延べ床面積 5,000㎡ぐらいが妥当であろうという形で、幅のない数値に変えまして、5,000㎡以上の新增改築される建物を対象にして環境配慮型の施策をとっていただくということになっております。建築主が建築物の環境計画書及び工事完了報告書を届け出すことにしておりますが、そのときにCASBEEというものをベースとして評価方法をつくる。大阪府の方で建築物の環境配慮に関する指針を策定し、適切に評価指標を決めて、それに基づいて建築主はやっていただく。CASBEEというのは、余りご存じでない方もおられるかと思いますが、どんな対策をとっているかということをチェックシートでチェックしていきますと、環境配慮の程度が出てくるような手法でございます。これは、非常に簡単ではございますが、そのバックでは非常に多くの研究がなされていることから、簡便であるけれどもかなり高度な評価ができるという位置づけがなされておまして、部会でも評価しております。

それから、建築物の敷地等における緑化でございますが、これは、一定規模以上の新增改築される建築物の敷地等が対象で、建築敷地面積 1,000㎡以上を想定しております。ここでは、敷地等の緑化計画書及び緑化完了報告書を出していただくことによって、建築物の敷地内の緑化は今まで特にガイドラインはございませんでしたが、今後これが進むものと考えております。パブリックコメントでも、前回の審議会でも、インセンティブを考えるべきであるというようなご意見があったかと思いますが、府民の自主的な行動をまずは期待したいという形で、当面、できるだけいい物件を顕彰していくという範囲内でインセンティブを与えていくことがいいのではないかと考えております。それから、実効性の確保でございますが、顕彰すること以外に、報告書や計画書の届け出がない場合には勧告をして、勧告を拒否された場合には氏名を公表するという流れがいいのではないかとしております。

これが3つの柱でございますが、報告書の中では、各主体のとるべき行動という形で、府民、大阪府、そういった方々が建築に対して環境配慮を行うというようなこともぜひ明文化して、府民全体の協力で解決すべき問題であるということをしっかりと位置づけておくことにしております。

最終的には、「制度のあり方」といたしまして、前回は「法的位置付けが明

確な条例によるものとするのが適当」と書いたのですが、パブリックコメントなどを見ますと、これはぜひ進めるべきであるというご意見が多かったものですから、部会でも、「適当である」という表現ではなくて「すべきである」と書こうということで、ここのところは「条例によるものとするべき」という表現になっております。

以上が大体の方向でございまして、先ほど申し上げましたように、前回ご報告いたしましたところからのこの表の中での変更点といたしましては、もう一回確認いたしますと、「建築物の環境配慮を促進」のところでの「45%」という数値と、その内容を「建物及びその敷地への蓄熱による」に変えたこと、それからその下の数値を「5,000㎡」に確定したということでございます。ただ、「建築物の敷地等における緑化」のところでは、「3～5%」という幅のある数値を出しております。これは、できるだけ高い目標を掲げるべきであるというご意見もいただいたのですが、大阪府と市町村との調整がございまして、現状では先ほどの「5,000㎡」のような明確な線は引きがたいということで、「3～5%」という数字にしております。それから、「制度のあり方」のところを「すべき」という形にさせていただいたのが変更点でございます。資料1-2の全体の報告書も、今のような趣旨を含めて、パブリックコメントで府民の皆様方は非常に熱心な、的を射た意見を出しておられますので、その精神をできるだけ生かす方向で、文章を少しずつ加筆あるいは書きかえているということをご報告申し上げて、前回からの進展をご報告させていただきます。

以上でございます。

南会長 水野部会長、どうもありがとうございました。前回の審議会がちょうど2月16日であり、京都議定書が発効して、地球温暖化への取り組みが世界的な課題となる中、国際的な取り組みがスタートしております。そういう状況でありますので、本案件は非常に重要なものであると認識しております。昨年5月の諮問以来、検討部会におかれましては、非常に精力的にご検討いただきまして最終報告をおまとめいただき、ありがとうございました。水野部会長初め委員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

この案件につきましては、ただいま水野部会長からご説明いただきましたよ

うに、2月の段階で中間取りまとめについてご審議いただきまして、その後、府民のパブリックコメントも66件集まっております。したがって、「報告」にはこの審議会の委員の皆様のご意見ももちろん反映していただいておりますが、パブリックコメントも参考にしながら、できれば本日の審議会で答申を確認いただきまして、大阪府に対しては、早急に制度化に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

ただいまの水野部会長のご説明に対して、いろいろな角度からのご質問、ご意見があらうかと思えます。よろしくお願ひします。

増田委員 最終報告については、これで結構かと思ひます。私も専門部会に参加させてもらってましたので。ただ、これは答申という形よりも今後の課題としてということなんですが、前回もこの会議の中で維持管理の話が大分出たと思うんです。緑化後の維持管理をどう考えていくのかと。あるいはパブリックコメントの中でも維持管理に注目すべきというような話が出ておりますが、これが答申されて制度化できた後に、維持管理をするための府民参画と申しますか、市民参画と申しますか、そういう仕組みみたいなことも検討していく必要があるのではないかと。

例えば、国あるいは府道におきましては、アドプト制度という形で、道路清掃を地域住民に契約をお願いしているとか、あるいは河川においてもアドプト制度がありまして、地域もしくは企業と河川の維持管理の契約をしている。同じような話で、建物敷地でも、どんどん緑化が進んでいきますと、その維持管理がこれから大きな課題になってくようかと思うんです。そういうときに、例えば緑化支援隊なり、地域で建物敷地の緑化あるいは維持管理をお手伝いできるような、何かそんな仕組みも今後ぜひ考えていただけたらということで、答申そのものはこれで結構かと思うんですけれども、さらにこれの実効を高めていくために、一言発言させていただきました。

南会長 ただいまの増田委員のご意見は、これで制度化した後、維持管理のシステムの構築も視野に置くべきではないかというお話だと思ひます。ありがとうございます。

奥村委員 日本共産党の奥村健二でございます。建築物の環境配慮のところ

で、先ほど先生からご説明いただきまして、面積を 5,000と定めたということですが、前回の中間まとめでは 2,000から 5,000という幅がありました。多分、それぞれで、2,000にした場合はどうなのか、5,000にした場合はどうなのかという想定なりがあたりだっただろうと思います。そういう中で5,000を選択されたというのはどういう理由かということをお尋ねしたいんです。

実は、前回も、緑化のところ、この3%から5%への指摘がある中で、地域のいろんな実情に合わせてというご意見が他の委員さんからも出ておりました。そういうことで見ますと、このまとめの中でも大阪市内の地域がヒートアイランドの現象などが大変強く出ているとか、大阪は全国的にも温暖化の状況が深刻であるということも指摘されていることから、対象の建築物については、仮に地域性を設けるなり、もう少し規模をカバーできる範囲をふやしていくことがより必要なのではないかという気がするので、この5,000を選択されたというのは、先ほど大阪市との整合性の問題に配慮をされたという趣旨のご発言もありましたけれども、そのあたりはどんなふうにお考えになって定められたのか、お尋ねします。

水野部会長 前回、2,000から5,000㎡という形で言うておきまして、2,000㎡以上と5,000㎡以上では、当然2,000㎡以上にする方が対象の建築物は多くなるんですが、その範囲が、5,000㎡以上というのは、数は少ないけれども全体の面積は結構たくさんあるという形で、いわゆるできるだけ効率と申しますか、実施のしやすさから考えると、5,000㎡の建物にすればそれほど面積は減らないで実効は上がるだろうという、そういうトータル面積の議論はしております。それと先ほどの大阪市との整合性ということで、当面は5,000㎡ぐらいでスタートするのが妥当であろうと判断した次第でございます。

その2点が主たるもので、2,000㎡にしますと、数がどんどんふえてまいります。これで今後の動向を見ながら、中小の建築物は非常に数が多いんですが、そういうところへも施策が広がってくるように、状況を見ながら拡張していくべきだと思っております。第一歩としてはこのあたりでやるのが市との

整合性もあって妥当ではないかということで、そういう形にしております。

南会長 当然のことながら、2,000にすれば対象の建物が非常にふえる。しかしながら、実効を考えると、面積としては5,000にしておけばかなりその点でカバーできる、そういうお考えであると伺いました。奥村委員、よろしゅうございますでしょうか。第一歩としてここからいくと。

奥村委員 今の部会長のお話では、これでスタートして今後の状況を見ていくということをおっしゃっていたんですけれども、そのことは私は大事なことでと思いますし、そうしたら、今後の状況を見て変更していくんだということが答申の中に含まれるならば、検討されたことは担保される。しかし、委員の先生方の思いであるということであれば、余り答申の中でそのことは担保されないから、私は、地域的に一定の線を引く、地域の状況に合わせてやっぱり違ってもいいと思います。

当局から資料をもらって過去の着工の状況を見たら、5,000㎡以上は全体の着工件数の0.7%で、合計の面積が32.1%という数字でしょう。2,000㎡以上を見てみたら、着工件数は1.8%になって、これでも面積では44.7%ですから、その辺の数字はやっぱり5,000では大き過ぎるという感じを持っています。だから、今後それをもっと細かくしてカバーを広げていくことをお考えであれば、答申で今後の方向性も明記する。これは具体的に、制度に関してのことです。先ほど増田先生が言われたのはまた別の今後の施策の問題ですけれども、この制度そのものについては、今後そういう点はさらに細かくしていくんだということが明記されるのは最低限必要なことじゃないかと思うんです。

水野部会長 今、地球の温暖化とヒートアイランドというのは、国の施策も流動的でございます、恐らくこれからどんどん強化されていくものだと思っております。ですから、報告書の中にも、この案件に関してはすべて、経過を見ながら柔軟に対応していく、そういうことがうたってあるはずでございます。どこにあるかは、今すぐには出てきませんが、それはうたっております。ですから、今言われたような点、例えば大阪市と郊外では対象面積を変えるべきであるとか、これは緑地についても同じような指摘がなされておりますが、とりあえず喫緊の課題としては、このことを確実にやっていくこ



とがまず第一歩だと、そのように考えております。本文の中にちゃんと書いてありますということをご報告申し上げます。

山口委員　この意見としまして、後は実行するのみとっております。それで、本当に有効的に、これが相乗効果を持って実行されていくには、私自身が大阪府の住民であり、企業活動しております企業市民という立場でいうと、これは企業にとってかなり厳しいものだと思いますけれども、それが企業に課せられた責務、負担という部分ではなくて、一企業だけの問題でもありませんし、大阪は特に中小企業が多いまちですので、相互関係でこれを高めていく部分として、それぞれの企業同士のネットワークがこれから必要になってくるかと思えます。

それについては大企業が牽引役となるものだと思いますけれども、企業にとりまして、例えば物流はどんな事業体にあっても欠くことのできないものですし、そういった中で、物をつくっているところであれば、モーダルシフトの部分は環境のところでは非常に大きなテーマになっていると思えます。それから、それを販売していく部分では共同仕入れというものが当然出てきますし、特に大阪市域内への車の乗り入れ規制はヒートアイランドの部分では大切なこととなります。

そこで、企業間で、こういったモーダルシフトであるとか共同仕入れであるとか、総合的に話していけるきっちりとした部会というんですか、委員会というんですか、そういったものをぜひ今後検証の部分で立ち上げていくことが実行につながるのではないかと思います。その中で、例えば、今、いわゆる化石燃料だけではなくて天然ガスにシフトしていっていますけれども、それを超える燃料電池を使うとか、どういう産業を大阪で興していくかとか、そういったものに異業種が入って、新しい人たちが入って、それを環境教育ということで次世代の子供たちに教えていくことによって、これから20年、30年と新しい技術が次々出てくるのではないかと思いますので、ぜひこれをきっかけに実行ある部隊というんですか、それぞれのところにつくっていけるようなシステムをお願いしたいと思えます。

南会長　ただいまの山口委員のご指摘は、主に温室効果ガス排出に関する問

題であったと思います。一言で言えば、CO<sub>2</sub>の低減を図る上で、物流の効率性を高めるために何らかの手を打つとか、いろいろなことがあり得るではないか。車にしても、いろんところで利用するのに燃料電池あるいはバイオエネルギーといったもので低減が図れるような、そういうところを今後十分に考えるべきであるという、先に対するご提言というふうに受けとめます。この答申そのものに対しては、一応これは実行あるのみというお考えと受けとめてよろしゅうございますでしょうか。特に、この答申に対して何か付加するあるいは修正する、そこまでのご意見とは感じませんでした。よろしゅうございますでしょうか。今後、新たな産業、新たな分野の開発がぜひ求められる、そのようなご提言と理解させていただきます。

ただいま山口委員がご指摘になった部分は、現在、国レベルあるいは地球規模で研究開発が盛んに行われておりまして、そういうものがどういうタイミング、どういう時点で本当に我々の目に見えるようになってくるか、これは地球そのものの存在ともかかわってくる大問題だと思っております。

田村委員　質問ですが、この制度を実行しつつ、その実行されている内容が適切であるかどうかという、実行というのは、実効性の確保という意味ではなくて、実際にどれぐらいの効果があつたかということはこの制度に参加してくれている人たちに返していくという、そういう仕組みがあるのかどうかをお伺いしたいんです。

南会長　田村委員のご質問は、言葉をかえれば、モニタリングあるいは評価のシステムをこれとセットでどう考えているかと、そういう問題ですね。そのあたりは、水野部会長からお願いできますでしょうか。

水野部会長　今回の制度化のところでは、府は適切な情報を集めて府民に伝達するとか、あるいは環境教育をするとか、そういうことは明確にうたつてあると思います。そのほか、ヒートアイランド・温暖化に関しては、いずれにしてもいろんな施策が実効を上げているかをしっかりチェックしながらやっていくということをやつておりますので、それに府が従っていかれる限り、今どういうことになっているのかという情報は市民とかご協力いただいた方々に伝達されるシステムとしてできていくと私は思っておりますし、部

会からもぜひそういうことはきっちりやっていただきたいとお願いしたいと思います。

南会長 答申には盛られていて、それを大阪府が行政としてどれだけチェックをしていくかということで、田村委員のご心配のようなことはこの答申の中に少なくとも盛り込まれているというお答えだと思います。よろしゅうございますでしょうか。

奥村委員 先ほど建築物のことで質問をさせていただいて、それを踏まえての意見を申し上げます。

まず一つは、環境と経済の両立という視点が欠かすことができないということで、アンダーラインを引いた文面を加えることになりましたけれども、私は、不十分な国の地球温暖化対策推進大綱をここで持ち出して、環境と経済の両立を殊さら強調することについては賛成できない。温室効果ガスの排出削減の取り組みというのは、国や地方自治体、事業者、国民なりのいろんな自主的な行動が重要だとしていますが、温室効果ガスの主要な排出者である産業界に対しても、規制などの方策をとらないで、結局産業界の自主的な努力に依存をするという方針をとっているわけで、エネルギー政策についても環境と経済の両立ということが基本になっているのが今の実態です。しかし、一向に現状が改善されていないということで、温暖化に対しては、小手先の削減計画だけではなくて、長期的な対策が今求められているとっております。これまで環境と経済の両立とか調和という言葉で環境行政が進められてきたことに対して、今、反省が必要だと思っております。

そういう点では、この答申の中で環境と経済の両立というものを加えられることについては問題ありと思っております。大阪府は特に環境状況が厳しいというのであれば、国の大綱の範囲を一步も二歩も踏み込んだ施策を視野に入れて基本的な考えをまとめるべきだろうと思っておりますので、この記述を加えることについては賛成できないということをお知らせいたします。

それから、建築物の環境配慮の5,000の問題ですが、これでスタートさせて今後状況を見ていくということですが、先ほど申しましたように、新築の建築物でも件数が0.7%、建築面積で32.1%しかカバーできないということ

では、5,000で実際に効果があるのかということについては十分納得いく説明ではなかったと思います。そして、とりあえずやりやすいところからというのは、現実にはそういうことがあるかも知れませんが、環境問題でコストパフォーマンスが前に出ていく、それが優先されるという考え方は、もう改めるべきだと思います。件数が多くて事務的に大変だ、だからとりあえずやれる範囲のところからやっっていこうということでは、この時代には合わないと思うので、私はやっぱりこの面積については最初のところからもっと踏み込んだ形で設定をすべきだと思います。ましてこれは大阪市への配慮が先行しているということであれば、大阪府としての自主的な政策を打ち出していくことにならないと思うので、この点を前回からの変更点として確定したということについても、それで結構だということとは言えないと思います。

もちろん、基本的には、こういう制度をつくっていったヒートアイランド対策や温暖化対策を進めていく、これは当然大事なことだと考えていますが、変更という点でのご説明があった内容については私は賛成できないので、そのことを申し上げておきたいと思います。

南会長　ただいまの奥村委員のご指摘は、非常に基本的なところで、極めて難しい問題の提起あるいは提案と深刻に受けとめております。しかし、地球温暖化の問題は、これは私個人の考え方かもしれませんが、経済とかそういう言い方よりは、人間の活動そのものに非常に深くかかわっているということで、60億の人間一人一人が本当にどこまでその気になるかということにかかっていると思うんです。これは大阪府だけ、あるいは日本だけ、そういうことではほとんど解決できない。ということは、CO<sub>2</sub>に限って申し上げても、CO<sub>2</sub>の排出に関して最大のポイントは、まず一番大きいのはアメリカ、そして最近急上昇しているのは中国、そのようなことを考えますと、今ここで奥村委員のご指摘のようなことを踏まえて大阪府が条例化に踏み込むことができるかどうか、あるいはそれを盛り込んで実行していけるかどうか。一人一人の生きざまそのものが問われるということでありまして、非常に難しい、根源にかかわる問題、60億の地球人口の存在そのものにもかかわる問題であると私自身も考えております。したがって、ここは、いろんな専門の立

場で議論された委員の方々の議論をまず尊重したいというふうに私としては考えます。

第2点の問題も、どこかに矛盾があるということであれば、お互いの中での調整も非常に困難を極めることでありまして、この前の審議会で大阪市の方から先行してやっているというご指摘がありましたときに、私自身は、大阪府の中で大阪市が最も重要な場所を占めているので、両者が協力し合いながら何とかして少しでもよくする方向を模索していただきたいという回答をした記憶がございますが、既に大阪市が5,000でやっているということを見捨てることはできないと思います。5,000以上になると、今、奥村委員から非常に詳細なご指摘がありましたように建物自体としては0.7%、2,000にすると1.8%、面積からすると32%であったのが44.7%に12%ほど上がることは確かでありまして、先ほど水野部会長のご説明では、少しでも実効の上がりやすい、さらに整合性のあるものとしてこのように想定したということですので、私は、審議会として最終的にはやはり部会で専門家によってご検討いただいたのを尊重したいというふうに個人的に思います。その点で、奥村委員のご意見の内容を否定するつもりは全くございませんが、現状を少しでもよくすることからまずスタートして、追々よくしていく、そういうプロセスを経るのがより妥当な方法論ではないかという気もいたします。

ご指摘は非常に貴重なご意見を含んでいることを真摯にあるいは深刻に受けとめますが、この答申案をそのために修正する、あるいはもとに戻すということはやらない方がよいのではないかと判断させていただきたいと思っております。もちろん委員の皆さんのご意見を尊重すべきであると思っておりますが、私自身としては、ここまで時間をかけて専門部会でさまざまな観点から検討してきていただいたその状況を尊重したいとご提案して、この答申案を受け入れて、今後さらに次のステップを視野に入れてよくしていく、そういう方向で進めればと願っております。その点について、奥村委員、非常にご不満があるうかと思っておりますが、ご理解を……

古川委員 採決したらよろしい。苦労してくれはったんだから。

南会長 今、古川委員からは採決というご意見も出されましたが、できれば

皆様方の大方のコンセンサスのもとに、専門部会で時間をかけて検討してきていただいた状況を踏まえてお認めいただければと考えます。お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

南会長　　どうもありがとうございます。これは、本当にこういう方向でやるのがベストであるという唯一の答えは現状ではないと思います。我々としては、大阪府の置かれている状況を踏まえ、専門部会で相当議論していただいた事柄を尊重して、まず第一歩を踏み出す、そういう方向をお認めいただければ幸いです。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございます。非常に難しい問題であるだけに、いろんなご意見があろうかと思いますが、大方のご意見として、専門部会のご意見を尊重して、部会から出された資料1 - 2を答申とするという方向でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございます。相当時間も押してまいりましたが、さまざまな本当に真摯な、貴重なご意見をいただいたことを改めて厚く御礼申し上げますし、部会で議論していただいたそのご努力に対して、敬意を表するとともに、改めて厚く御礼申し上げます。

それでは、おおむね了解が得られたということで、資料1 - 2をもって本審議会の答申としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございました。貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局からご予定その他をご説明いただけますでしょうか。

事務局(前川課長)　　ご答申をいただくことになりまして、まことにありがとうございます。今後のスケジュールでございますが、早速条例案の作成に取りかかり、本年9月の定例府議会に条例案を提出したいと考えておりますので、よろしく願います。

南会長　　ただいま前川課長からご説明いただきましたように、この答申を受けて早速条例草案の作成に取りかかって、本年9月の定例府議会に条例案として提出する、そういうことでございます。ただいまのスケジュールもお認めいただけますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもって審議事項2件、いろいろ不手際もあったと存じますが、一応審議をさせていただいたということにいたしまして、残る報告事項、これは毎年やっていることでありますが、平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、ご報告を村岡部会長の方からよろしくお願いします。

村岡部会長　　水質測定計画部会の部会長を仰せつかっております村岡でございます。

お手元に資料3「平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」がございますが、この計画を決定いたしました経緯と内容につきまして、本日、部会から報告させていただきます。

まず、この審議につきましては、ことしの2月25日に開催いたしました水質測定計画部会の決議事項でございまして、同日付で知事から平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について環境審議会に諮問がなされ、同日、環境審議会条例第6条第1項の規定によりまして水質測定計画部会で審議したわけでございます。ご承知のように、毎年この時期にこのことをやっておりまして、今回は17年度の水質測定計画について決定したものでございます。

この審議に先立ちまして、平成15年度の水質の状況を詳細に検討し、今回の水質測定計画の考え方と内容の検討に反映しております。15年度の水質の状況は現在公開されている一番新しいものでございまして、この内容につきましては環境白書に公開されておりますが、内容をここで簡単に説明しておきたいと思っております。

平成15年度における府下の河川水質の状況ですが、104河川、144地点で測定を行いました。その結果、人の健康の保護に関する項目（健康項目）につきまして、ジクロロメタンが1地点、ほう素が8地点、ふっ素が2地点で環境基準を達成いたしませんでした。このうち、ほう素の8地点は、海水が流入いた

しますと、自然状況として海水に含んでおりますので、それは自然的要因であると判断いたしましたけれども、ジクロロメタンの1地点とふっ素の1地点につきましては、その後、追跡調査を実施しておりますが、現在、原因の特定には至っておりませんで、継続して調査を行っているという状況でございます。

もう一つ河川の代表的な汚濁指標であるBOD、有機汚濁の指標でございますが、環境基準が定められている80水域のうち53水域で基準を達成しておりますが、その達成率は66.3%でございます。これは、前年度の平成14年度の57.5%と比較しまして、やや改善の傾向があると見ることができます。

一方、海域では、海域の代表的な汚濁指標であるCOD、海における有機汚濁指標で見ますと、大阪湾ですから兵庫県の地点とあわせて評価しておりますが、環境基準の達成率はここ数年、大体50%と横ばいでございます。しかし、富栄養化の要因物質とされております全窒素、全りんにつきましては、15年度、全海域で環境基準を達成しております。

次に、地下水ですが、府域全体の地下水質の状況を把握するために、概況調査を86地点で行いまして、そのうち6地点、率でいいますと7%の地点で環境基準を達成しておりませんでした。この概況調査の結果によりまして、地下水の汚染が懸念される地域の汚染範囲について、より詳細に汚染井戸周辺地区の調査を行いました。これは171地点で行いまして、11地点、6.4%が環境基準を達成しておりませんでした。また、地下水の汚染が判明している地区の継続監視である定期モニタリング調査を138地点で行っておりまして、55地点、39.8%で環境基準を達成しておりませんでした。この達成率が悪いのは、当然、汚染が判明したその周辺の継続監視でありますので、まだ環境基準を達成していない地点が多いということでもあります。

このように、環境基準の達成率から見ますと、まだ府下の公共用水域の水質は改善する余地が十分にあるということございまして、これらの検討を踏まえて、事務局から提案されました測定計画の内容について審議を行いました。

その結果が資料3であるわけですが、平成17年度の水質測定計画の内容につきましては、公共用水域では、河川の水質は105河川、144地点、底質が49地点、海域の水質は22地点、底質が15地点で測定を実施することにしておりま



す。また、地下水の水質測定計画の内容は、概況調査で84地点、定期モニタリング調査を148地点で実施することになっております。どこの場所で測定するかということにつきましては、資料3の中に地図がございまして、そこで大体ご理解いただけるものと思います。その後には詳細な表が続いておりますが、これが各測定地点と測定項目、測定の方法等についてまとめた表でございまして。

今回、前年度に当たる16年度の水質測定計画から主にどういうところを変更したかということでございまして、公共用水域に関しましては、環境基準の候補項目に位置づけられております要監視項目として、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリンなど5項目が新たに国の方で追加になりまして、これに対応しなければならなくなりました。一方で、環境省が示しております水質モニタリング方式を効率化するという指針がございまして、それもにらみながら、一定の条件を満たす測定項目につきましては、効率化ということで測定回数を見直しております。例えば、10年間全然出ないところでは測定回数を減らすとか、ローリング調査といたしまして、毎年やらずに3年に一回やるというような形、そういった見直しの方法を導入いたしまして効率化を図っております。ただ、効率化を図った分だけ、他に測るべき項目が追加されましたので、結果といたしまして、全体の延べ測定地点・回数は16年度よりもふえているということで、一応府下の水質のモニタリングに対しては適当な測定計画ではないかということでございまして。

このように審議いたしまして、資料3のように17年度の水質測定計画を決定して、本日、報告させていただくわけでございまして。

以上でございます。

南会長 村岡部会長、どうもありがとうございました。これは、毎年この時期に計画として提案していただいている、あるいは報告していただいているものでございまして、資料3にありますような形で17年度の公共用水域の水質測定計画を専門部会からご報告いただいたということでございまして。これにつきましては、15年度の結果を踏まえて、新たなテーマの追加あるいは測定地点の変更、増加をお考えいただいているということでございまして、ご報告でございますので、特にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

なければ、専門部会からのご報告ということにさせていただきます。

これで本日予定しておりました議事については終了させていただきますが、議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

環境という問題については、国際的な動き、あるいは国の制度が今後もどんどん変わっていくと思います。それを踏まえながら、大阪府の役割を十分認識して取り組んでいくべきであると思っております。この環境審議会の活動も、そういう趣旨からも近年どんどん項目がふえて活発になってきております。今後とも委員の皆様方におかれましてはぜひご協力いただきますようお願いいたします。一応この審議会の進行を終了させていただきますが、事務局から最後の締めくくりをお願いいたします。

司会（児林補佐） 議事次第の「4 その他」につきましては、本日、予定はございません。

それでは、閉会に当たりまして、酒井環境政策監からごあいさつ申し上げます。

酒井環境政策監 環境政策監の酒井でございます。一言御礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたりましてご審議を賜り、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化及び男里川河口鳥獣保護区の指定についてご答申をいただき、まことにありがとうございます。地球温暖化・ヒートアイランド対策につきましては、府民の皆様からも特に注目をされている課題でございます。本日のご答申を受けまして、速やかに制度化に向け取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。

司会（児林補佐） それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時35分